令和８年外務省令第１号
「領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令」

令和８年３月１６日
外務省領事局政策課

１　改正の概要

「領事官の徴収する手数料の額を定める省令」（昭和２７年外務省令第４号）別表第一及び別表第二に定める手数料の額について、令和８年４月１日以後に徴収する手数料の額を定める等、所要の改正を行った。

２　改正の理由

（１）令和８年財務省告示第１１号及び同第５５号にて公示された令和８年度出納官吏レート（本邦貨と外国貨の換算レート）が、令和８年４月１日から適用される予定である。

（２）上記（１）に伴い、令和７年度出納官吏レートに基づき制定されていた「領事官の徴収する手数料の額を定める省令」の別表第一及び別表第二に定められている手数料の額の変更が必要となった。

（了）